

昭和四十三年総理府令第四十六号

核原料物質の使用に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令中核原料物質の使用の規制に基づき、及びこれらの規定を実施するため、核原料物質の使用に関する規則を次のように定める。

(定義)

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 放射線

原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第五号に規定する放射線又は一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であつて、自然放射線以外のものをいう。

二 管理区域

核原料物質の使用に係る施設の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超えて、空気中の放射性物質(空気又は水のうちに含まれていてる放射性物質を除く。以下同じ。)の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超え、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。

三 周辺監視区域

管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。

四 放射線業務従事者

核原料物質の使用又はこれに付随する廃棄、運搬若しくは貯蔵の業務に從事する者であつて、管理区域に立ち入るものである。

五 放射性廃棄物

核原料物質又は核原料物質に由来するものである。機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものを除く。)に収納され、又は包装されてい

(技術上の基準)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)以下「法」という。)第五十七条の七第四項に規定する技術上の基準は、次の各号に掲げることとする。ただし、核原料物質を使用する者で原子力規制委員会の定めるものについては、第六号から第十号までの規定は、適用しない。

一 核原料物質の使用は、核原料物質の使用施設において行うこと。

二 核原料物質の使用施設の目につきやすい場所に、使用上の注意事項を掲示すること。

三 管理区域を設定し、かつ、当該区域においては、次の措置を講ずること。

イ 壁、柵等の区画によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線業務従事者以外の者が当該区域に立ち入る場合は、放

イ 放射線業務従事者の指示に従わせること。

ロ 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。

ハ 床、壁その他の人に触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める表面密度限度を超えないようすること。

二 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品(その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度がハの表面密度限度の十分の一を超えないようすること。

三 周辺監視区域を設定し、かつ、当該区域においては、次の措置を講ずること。

イ 人の居住を禁止すること。

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。

四 放射線業務従事者の線量等については、次の措置を講ずること。

イ 放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようによること。

ロ 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようによること。

管理区域及び周辺監視区域における線量当量並びに管理区域における放射性物質による汚染の状況の測定は、これらを知るために最も適した箇所において、かつ、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこれらの値を算出することができる。

二 放射線業務従事者の線量の測定は、次に定めることにより行うこと。

イ 外部放射線に被ばくすることによる線量の測定は、これを知るために最も適した人体部位について、放射線測定器を用いて測定すること。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合にあつては、計算によつてこの値を算出することとする。

ロ イの測定は、管理区域に立ち入つている間継続して行うこと。

ハ 人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすることによる線量の測定は、原子力規制委員会の定めるところによつて測定すること。ただし、放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場合に行うこと。

二 ハ (1) の方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の濃度限度を超えないようにして測定すること。

ロ (1) 排気施設によって排出すること。

ハ 气体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄等を着用させること。

ロ 放射性廃棄物の廃棄作業中に廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。

ハ 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

ロ (1) 排気施設によって排出すること。

る者の監督の下に行わせるとともに、廃棄に当たつては、廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。

放射性廃棄物の廃棄作業中に廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。

放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄等を着用させること。

放射性廃棄物の廃棄作業中に廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。

放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

放射性廃棄物の廃棄作業中に廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。

口 管理区域及び周辺監視
区域における線量当量率並びに管理区域における空気中の放射性物質の一月間にについての平均濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度

間五
年

本放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経験及び原子力規制委員会が定める五年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経験を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びに

二 四月一日を始期とする
一年間の線量が二十ミリシ
ーベルトを超えた放射線業
務従事者の当該一年間を含
む原子力規制委員会が定め
る五年間の線量

その者が
当該業務
に就く時

原子力規制委員会が定める五年間ににおいて毎年度一回（上欄に掲げる当該一年間以降に限る。）

期間で止の使間のま廢用 間る定項第期めに五

第5期めに定項間る

<p>2 前項に規定する記録事項について直接測定することのが困難な場合においては、当該事項を間接的に推定することができる記録をもつてその事項の記録に代えることができる。</p>	<p>3 第一項の表第二号ロの線量當量率並びに同号ハ及び二の線量は、それぞれ原原子力規制委員会の定めるところにより記録するものとする。</p>	<p>4 第一項の表第二号ハの線量を記録する場合は、放射線による被ばくのうち放射性物質によって汚染された空気を呼吸することによる被ばくに係る記録については、その被ばくの状況及び測定の方法を併せて記載しなければならぬ。</p>
<p>四 運搬した核原料物質の種類、量、取扱方法、事故が発生した場合の措置その他の運搬に關し留意すべき事項</p>	<p>都度</p>	<p>運搬の 間</p>

		二		ハ	
		事故後の処置		事故の原因	
期間	止までの廃止	その都度	期間	止までの廃止	その都度
期間	までの廃止	使用	期間	までの廃止	使用
期間	までの廃止	その都度	期間	までの廃止	その都度

第三条 (準用) 第三条の規則にて(使田) 第三条の規則にて(使田)

3 2
子 て て 用 の き 記 い の べ
力 第 お い 記 前 る 錄 方 他 て

三 前二条の規定による国際規範による使用する。前二条の規定による国際規範による使用する。前二条の規定による国際規範による使用する。

の規定による登録が必要に応じて直ちに表示され、第十九条第一項の規定によればならぬことにより登録をすることをいう。第九条

規定は、法第六十一条の七
規制物資使用者等の記録につ
七条の七第七項の規定によ
者が当該届出に係る核原料
廃止したときは、その廃止
に次の各号に掲げる事項を
力規制委員会に提出しなけ
り又は事業所の名称及び所
月日

電子計算機その他の機器を
保存をする場合には、同項
の下欄に掲げる期間保存し
ない。
る保存をする場合には、原
める基準を確保するよう努
められて認識することができな
る条において同じ。)により
作成し、保存することがで

Digitized by srujanika@gmail.com

Digitized by srujanika@gmail.com

る。この省令は、平成十五年十月一日から施行す。